

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団公認スポーツ指導者資格取得費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、質の高い指導者を増やし松山市におけるスポーツのレベルアップ及びより一層の普及振興を図ることを目的に、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が、公認スポーツ指導者資格取得に要する経費の一部に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象資格)

第2条 補助の対象となる資格は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の規定に基づくスポーツ指導者の種類とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 財団が設置するスポーツ団体振興協議会の加盟団体又は理事長が認める市内のスポーツ団体に所属している個人であること。
- (2) 指導者として、競技スポーツ及び生涯スポーツの普及振興のため、所属団体において活動している者又は活動を望む者であること。
- (3) 松山市在住者であること。

(対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の養成講習会受講料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1人につき5,000円を上限とし、対象経費が5,000円に満たない場合は、対象経費の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、理事長に公認スポーツ指導者資格取得費補助金交付申請書（第1号様式）を講習会等の開催日の10日前までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、公認スポーツ指導者資格取得費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、資格認定が完了した日から1か月以内（ただし、年度末の場合は、翌年度の4月10日まで）に実績報告書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 交付決定者が、受講を取り止めたときは、公認スポーツ指導者資格取得計画中止届（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

(審査及び交付)

第9条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

(資格取得費の返還)

第11条 理事長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は補助金を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。